

「一般社団法人 社会福祉経営全国会議」

全国会議ニュース



2024年11月13日発行 (No.39) 連絡先/〒543-0045 大阪市天王寺区寺田町 2-5-6-902

電話 06-6772-1360 Fax06-6772-1376 Eメール/jimukyoku1@f-zenkoku.net

<https://www.f-zenkoku.net/>

政府交渉は、要求を練り合わす、要求実現の場でもありますが、願いの切実さ、それに対する政府対応を「知る」「まなぶ」機会、それによる共感の輪を広げる場でもあります。(峰島)

ぜひ多くの皆さまの交渉参加を呼びかけます。

今年の秋の政府交渉（社会福祉事業）は11月25日(月)15:15～17:15です。この交渉は、11月24～25,27日に行われる障全協全国集会・中央行動の中に位置づいています。

全国会議は、この全国集会・中央行動に連帯し、社会福祉事業の政府交渉を共同で担当しています。

ご理解をいただき、集会申込のうえ政府交渉に多数ご参加ください。

※全国会議会員の皆様の参加費は会員扱いとなります。

申込みフォーム

<https://forms.gle/Qb692dXvTgLT6JBj9>

申込締切日：2024年11月18日(月) (集会冊子の郵送保障日)

(申込みは集会2日前11月22日まで受付ますが、18日の締切日を過ぎると集会冊子の郵送が間に合わないのご注意ください。)



第58回 ひとりぼっちの障害者・家族をなくそう!

障害者の生活と権利を守る 全国集会・中央行動

すべての人の尊厳と基本的人権が守られる社会に!

2024

11/24

時間 13:00~16:40

オンライン集会

zoom

全国集会は見直し発信あります。

政府交渉 政府交渉は2日間です。
11月25日(月)、27日(水)

交渉1日目	1班	2班
10:00~12:00	①所得保障	④障害福祉・介護
13:00~15:00	②医療・補装具	⑤暮らしの場
15:15~17:15	③社会福祉事業	

25日の交渉は、会場(参議院会館)とZoomの併用参加

25日 中央行動

交渉2日目	1班
10:00~10:30	⑥障害児教育
11:00~11:30	⑦参政権保障
13:00~15:00	⑧交通・街づくり

27日の交渉は、Zoom参加のみ

記念講演

優生保護法訴訟の歴史的勝利と 全面解決に向けた課題

～憲法・障害者権利条約にふさわしい施策を実現させるために～

藤原 精吾さん(弁護士)
(優生保護法被害者賠償請求裁判兵庫弁護団長)

神戸市アロード付近で生まれる。1967年弁護士登録。あいち法律事務所。徳大訴訟、府県施設入所訴訟、健全保護訴訟、障害者年金訴訟など各種の人権裁判を手がける。日本弁護士連合会副会長、同人権擁護委員、日本社会保険法学会理事、兵庫障害者センター理事長を歴任。

27日の交渉は、Zoom参加のみ

※交渉日時は調整のため、変更する場合があります。

集会タイムテーブル

13:00~13:30	開会行事
13:30~14:50	記念講演
15:05~16:40	特別報告

①2024年度報酬改定の事業者、障害者、労働者への影響
堀 昭子さん(社会福祉経営全国会議 事務局長)

②入所施設・GH待機者調査から見た暮らしの場の課題
田中 智子さん(佛教大学 社会福祉学部 教授)

15:55~16:40 基調報告(行動提起)、アピール採択、閉会行事

参加資料代

障害者・家族・学生 2,000円
会員 3,000円、一般 4,000円

お申込み

<https://forms.gle/Qb692dXvTgLT6JBj9>

※上記のアドレスをクリックするとネット申込み画面が表示されます。

申込みQRコード

主催 障全協 (障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会) お問合せ・お申込み

東京都新宿区大久保1-1-2富士ビル4階 TEL.03-3207-5937 FAX.03-3207-5938 メール.shozenkyo@shogaisha.jp

社福経営 INFONo.89~92 を政府交渉に向けて「報酬改定の検証」シリーズ(障害・介護・保育・障害相談)を順次発行中。要望項目の理解のためにぜひお読みください。(12月末まで購読可)
https://drive.google.com/drive/folders/1W2CxE3XWWfRqziJ3d_tCbrM2PHzKeV?usp=drive_link

社会福祉事業に関する要望書

日頃より社会福祉事業の発展にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

5年にわたるコロナ禍において、社会福祉事業は社会と経済をささえる土台としてその使命をはたしてきました。そうした中で、さらなる高齢、障害、保育などの施設・事業の量的質的な充実が求められています。

しかし、福祉職員の低賃金などきびしい労働環境もあり、福祉の担い手不足は事業を維持するうえで緊急の課題となっています。さらに社会福祉法人の約4割が赤字決算（2022年度）になるなど経営の悪化も増大しています。また子ども子育て支援にかかわる社会保障の歳出改革や支援金の社会保険への上乗せ等は、実質的に国民負担を増やし福祉サービス抑制につながるものと危惧します。

こうした状況下で実施された介護・障害の2024報酬改定は、訪問介護のマイナス改定に見られるように、きびしい福祉経営を維持するには不十分で、過去最多の勢いで倒産する事業所が増加しています。

憲法25条にもとづく国民の権利としての社会福祉を守り、支援を必要としている人たちの基本的な権利を守るために、そして社会福祉法人の公益性・非営利性を確保するために、以下の項目について早急に具体化していただくよう要望します。

要望項目

【介護】

1. 新型コロナ対策について

(1) 新型コロナウイルス感染症は、いまま高齢者・障害者にとって命に関わる病気です。高齢者施設等感染対策向上加算が新設されましたが、感染対策にかかる、いわゆる「かかりまし」の経費は今なお、事業所にとって必要です。何らかの補助を行ってください。また、感染拡大予防のため、福祉施設等に抗原定性検査キットを配布してください。

(2) 新型コロナウイルス感染症罹患者の施設内療養では、急変時の対応に困難が伴い、職員の罹患・休業による勤務体制もひっ迫します。各施設と医療機関の連携任せにせず、罹患した要介護高齢者が人的・空間的環境対策をとって療養できる医療施設の確保を行ってください。

(3) 新型コロナ感染や感染の回避に関わって自宅等で行われる支援の報酬について、施設・事業の休業と自宅訪問を「一定の要件」にしたことを見直し、利用者や現場の判断を尊重できる方法に改めてください。当面、一定の要件を設ける前の基準に戻してください。

【介護・障害・保育共通】

2. 保育・介護・障害福祉で働く職員の賃上げが可能となるよう、基本報酬の大幅増額などの臨時改定や公定価格の引き上げを行って下さい。

(1) 保育・介護・障害福祉の職員不足がますます深刻化する中、事業の継続さえ危ぶまれる状況が拡がっており、利用者が必要とするサービスを提供できない状況が生じています。

厚生労働省・こども家庭庁として職員不足の現状をどう認識されているのか、また、どのような対策を行おうとされているのか説明して下さい。

(2) 2024年報酬改定・公定価格の処遇改善水準では、他産業の賃上げには追いつかず、賃金格差がさらに広がっています。

保育・介護・障害福祉で働く職員の賃金水準を少なくとも全産業平均賃金に引き上げるため、加算ではなく介護・障害福祉の基本報酬や保育の人員費単価を引き上げて下さい。

(3) 保育では人事院勧告が人件費に反映されますが、介護・障害福祉の報酬改定は3年に1度のため、毎年引き上げられている最低賃金や物価動向などに対応していません。改定までの物価高騰や最低賃金引上げへの対応が事業所負担とならないよう報酬改定の仕組みを見直して下さい。

(4) 加算頼みではなく、基本報酬で安定した事業運営とサービス提供が可能となる報酬体系に見直して下さい。

内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議において取りまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（2011年8月30日）」（以下、「骨格提言」）では、

○ 報酬の支払い方式に関して、施設系支援にかかる場合と在宅系支援にかかる場合とを大別する。
○ 施設系支援にかかる報酬については、「利用者個別給付報酬」（利用者への個別支援に関する費用）と「事業運営報酬」（人件費・固定経費・一般管理費）に大別する。前者を原則日払いとし、後者を原則月払いとする。

○ 在宅系支援にかかる報酬については、時間割り報酬とする。

○ すべての報酬体系において基本報酬だけで安定経営ができる報酬体系とする。
とされています。

厚生労働省として「骨格提言」をどのように位置づけているのか、また「骨格提言」が求める報酬の支払い方式をどのように実現しようとしているのか教えて下さい。

(5) 2024年度報酬改定では、40%もの訪問介護事業が赤字の実態がありながら、平均収支差額が高いことを根拠に報酬の引き下げが行われました。平均収支差額を根拠にする方法を改める必要があると思いますが、厚労省のお考えをお聞かせください。

(6) 訪問介護は、有効求人倍率が14~15倍と、異常な高さが続いており、そこで働く職員の37.6%が60歳以上であるなど、事業継続の危機のさ中、報酬が引き下げられました。介護事業所の倒産件数の中でもトップであり、調査の度過去最高となっています。

国は「訪問介護事業への支援強化パッケージ」を令和7年度の概算要求であげていますが、その内容では不十分です。今すぐ2024年改定以前の基本報酬に戻し、2024年度報酬引き下げによる減収分を公費で補填してください。

(7) 福祉で働く職員の処遇改善を図るため、退職金共済制度を維持・発展させ、障害・高齢種別で働く職員にも拡充してください。

3. 社会福祉施設整備補助について

社会福祉施設整備の負担割合は国（1/2）、自治体（1/4）、法人（1/4）とされていますが、現実的にはこの割合に程遠いものとなっています。施設整備補助を引き上げてください。国庫補助協議に県・市などが条件を付け、断念するケースが増えています。やめさせてください。

4. 障害者相談支援事業について

障害者相談支援事業は、基本相談以外にも虐待防止や権利擁護も担う総合的な相談窓口であり、社会福祉事業に位置付けられている他の相談支援事業や非課税扱いとされている地域包括支援センターなどと同じく重要な役割を担っています。

障害者相談支援事業を社会福祉法上の第二種社会福祉事業として位置づけるなど、非課税扱いとして下さい。

【保育】

5. こども誰でも通園制度（以下本制度と略）について

(1) 子育て不安を抱えている人は本制度ではなく保育所に入所出来るようにしてください。

(2) 一時預かり事業を「一時保育事業」として拡充してください。

(3) 本制度利用にあたっては保健所、児童相談所等に繋げる機能が確保されるよう、自治体が利用を掌握できるしくみとし、保育事故やトラブルが生じた場合も、自治体が関与する仕組みを作ってください。

(4) 本制度利用にあたっては、事前の面談とならし保育を義務付けてください。

(5) 常勤保育士の複数配置と専用室での保育を本制度の条件とし、それが出来る給付費額としてください。

(6) 乳児保育の実績のない事業者を本制度の事業者として確認しないこととし、実施事業者には定期的に監査を実施してください。

6. 保育所職員配置基準の改善と処遇改善について

(1) 現行の配置基準の2倍程度に改善してください。とりわけ1歳児の配置基準改善を早急に実現してください。

(2) 公定価格の非常勤職員配置経費に最低賃金を反映させてください。

(3) 事務員及び看護師を配置してください。

7. 定員割れ対策及び年度途中入所対策について

年度当初に定員割れしても、年度途中に入所してくる児童を受入れるため、年度当初から配置している職員の人員費が保障される仕組みにしてください。

8. 「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」について

「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」の目的を明らかにし、その結果を公開するとともに、営利法人と非営利法人を区別して分析してください。

以上